

別紙

東北農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）議事概要

- 日時 平成19年10月22日（月）10：50～11：20
- 場所 局長室
- 出席者 局長、企画調整室長、総務部長、消費・安全部長、食糧部長、生産経営流通部長、整備部長、統計部長
- 概要
1. 発注者綱紀保持マニュアル（概要）について説明（別添1）
  2. 発注者綱紀保持研修方針について決定（別添2）
  3. 発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知方針について決定（別添3）
  4. 次回の開催予定について説明  
（次回委員会は、半期後に開催する予定だが、必要が生ずれば随時開催）

発注者綱紀保持マニュアル（概要）について

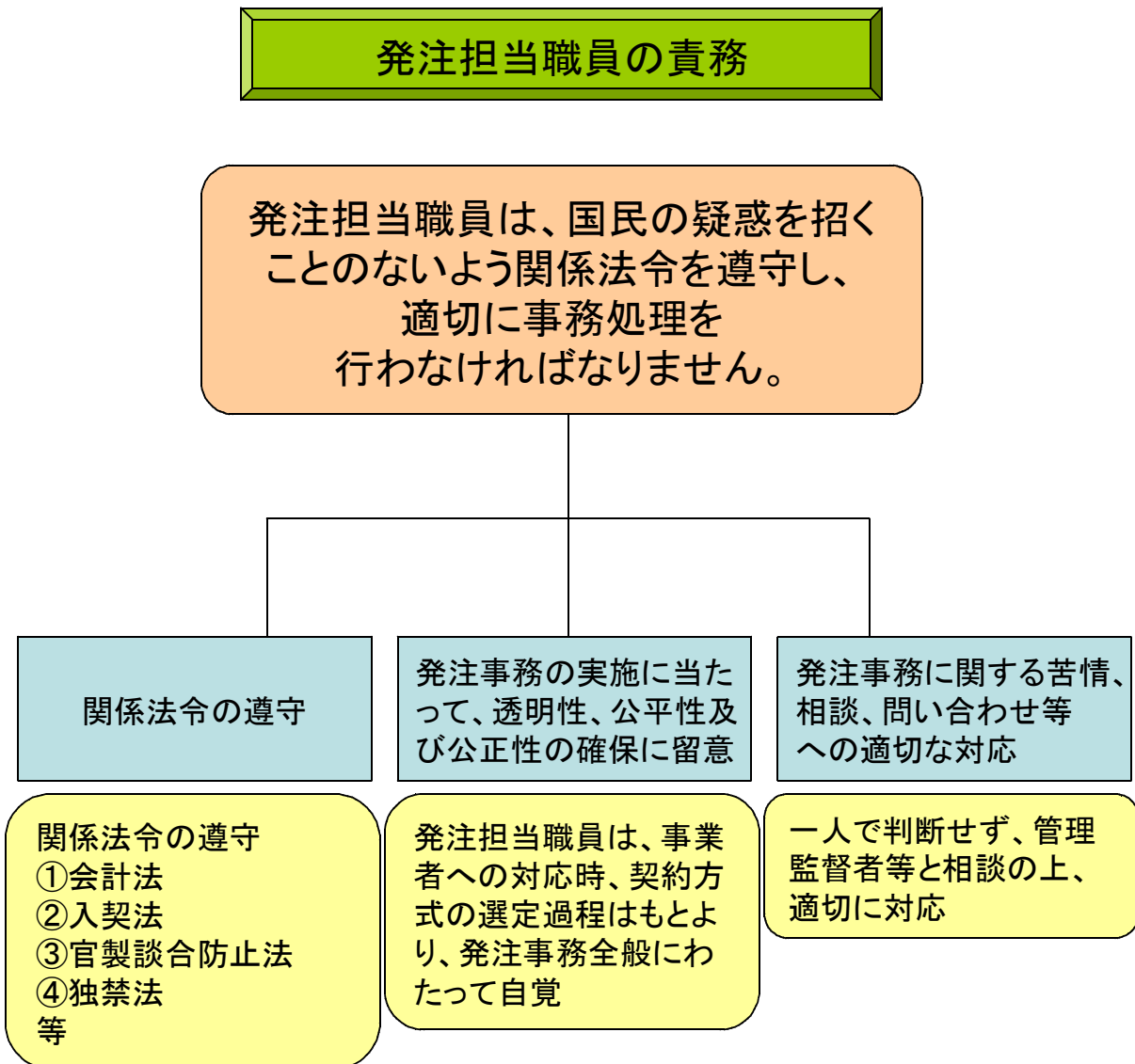
1. マニュアルの目的

農林水産省の発注担当職員等が発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識高揚を図る。

2. マニュアルの活用方法

1の目的を達成するため、発注担当職員等の研修・講習等に活用するとともに、各発注部局の発注担当職員等がいつでも見れるよう配布を行う。

3. マニュアルの主な内容



## 管理監督者の責務

管理監督者の立場にある職員は、その職責の重要性を自覚し、自ら服務規律を遵守することはもとより、職場におけるリーダーとして発注担当職員の模範となるよう自らを律しなければなりません。

発注担当職員との意思疎通を積極的に図り、良好な職場環境を確立

同じ目標を持つ仲間として、一人の人間として部下職員を大切にする。

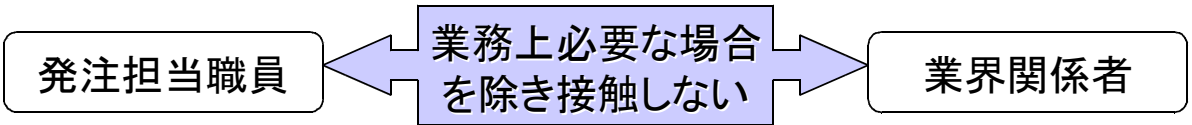
気軽に意見や相談のできる風通しの良い職場環境に努める。

発注担当職員を適切に指導監督し、適正な発注事務を確保

発注担当職員の責務が果たせるよう適切な指導監督を行う。

部下職員を指導した後のフォローが重要。

業者との応接方法と「働きかけ」を受けた場合の報告



職務上必要な場合の対応

- 次に掲げる行為に該当するか
- 受注業者との打ち合わせ
  - 見積業者との打ち合わせ
  - 入札・契約についての手続
  - その他業務上必要と認められる場合

該当しない

接触しない

該当する

- 接触場所は受付応接カウンター  
その他の応接場所とする
- 職員は複数で応接する

- 業者は次に掲げる「働きかけ」行為を行ったか
- 参加資格の変更依頼
  - 指名競争への指名要請
  - 受注又は非受注の依頼
  - 公表前の設計金額、予定価格等の聴取
  - 公表前の発注予定の聴取等

該当しない

受発注可

該当する

- 業者に「働きかけ」を受けた旨伝え、直ちに接触を中止する
- 報告書を速やかに作成

「働きかけ」の公表

発注者綱紀保持委員会

報告

発注者綱紀保持担当者

発注者綱紀保持責任者

## 発注者綱紀保持研修の実施方針について

東北農政局における発注者綱紀保持のための研修については、発注を行う東北農政局及び事業所等管内全ての組織を対象とすることから、以下の考え方に基づき研修を実施する。

### (1) 研修

- ① 東北農政局及び管内事業所等における発注担当課長等及び発注担当者を対象とした研修を実施
- ② 本省研修を受け企画立案のうえ①の研修を11月中に実施する。

### (2) その他

上記研修に加え、管内事業所等総務課長・庶務課長会議、管内事業所等工事課長会議において管理監督者へ、管内事業所等経理事務担当者会議、管内事業所等入札・契約事務担当者会議等発注に関係する者の会議において説明の場を設けることとする。

発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への  
周知方針について

- 東北農政局ホームページに、発注者綱紀保持対策の取組状況について掲載する。
- 発注窓口 ①局内（総務課・会計課・食糧部・農村計画部・整備部・統計部）  
②管内事業所等に別紙「事業者の皆様へ」の掲示を行い関係業者に周知徹底する。